

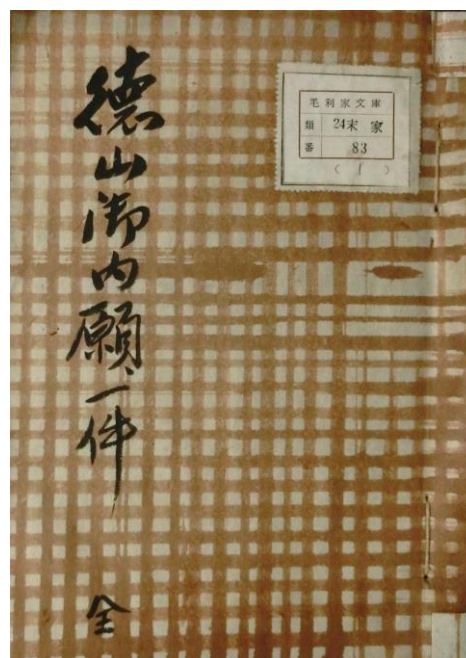
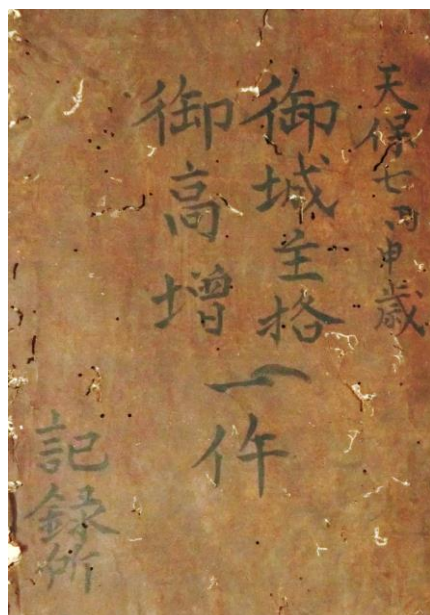
## 「徳山城」のはじまり

慶長20年(1615)、大坂の豊臣家を滅ぼした徳川幕府は、諸大名に対して、居城以外に存在した領内の城の破却を命じました。いわゆる「一国一城令」として学校の授業で耳にし、記憶に残っている方も多いと思います。

これにより、萩藩では萩城を除く支藩主等が有していた城を破却することになったと言われています。

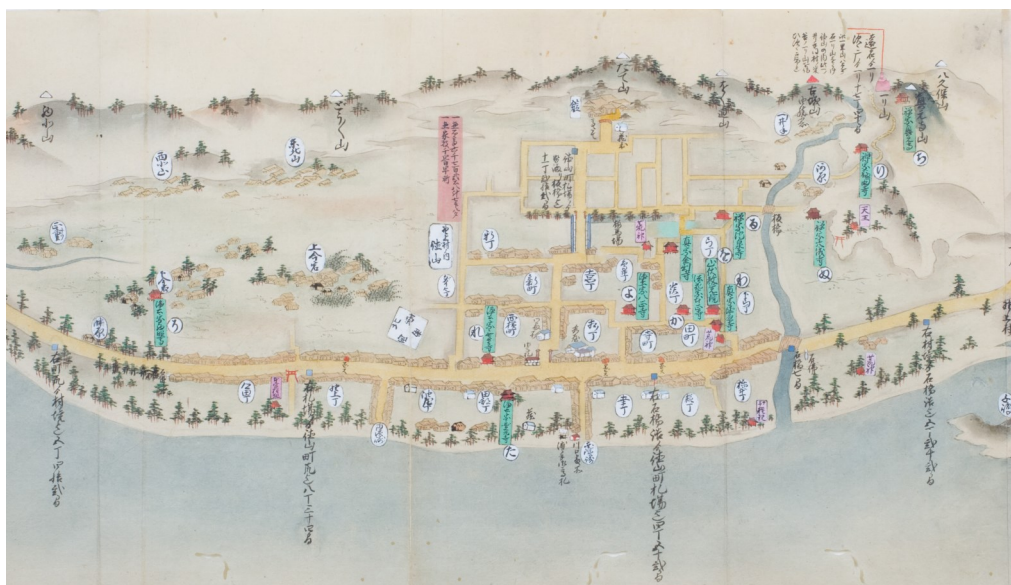
しかし時代が下ると、「城」以外の居所(「館」とも「陣屋」とも)を持つ大名の中には、「城」と同等の格式、「城主格」を求める動きが現れてきました。

今回の展示では、徳山藩が「城主格」を求めていく動きについて御紹介します。



(右)徳山御内願一件(毛利家文庫 24 末家 83)

(左)御城主格・御高増一件(徳山毛利家文庫「外礼方」90)



徳山 (毛利家文庫30地誌57 御国廻御行程記(5))

制度 ⑦

## 「徳山城」のはじまり (1)

### 《一国一城令》

「一国一城令」。学校の授業で耳にし、記憶している方も多いと思います。一言で言えば、江戸幕府による大名統制の一環として、大名の領国の中には、居城以外の城の存在を認めない制度との説明になるでしょうか。

これが出されたのは元和元年(1615)。徳川幕府が、緊張関係にあった大坂の豊臣氏を軍事的に滅亡させた後の時期のことです。こうした指令が出たことは、それ以前は大名の領国内には複数の城が存在していたことを意味します。

そこで幕府は、残置の許可を得た場合を例外として、大名の居城以外の城を破却するよう命じたのでした。

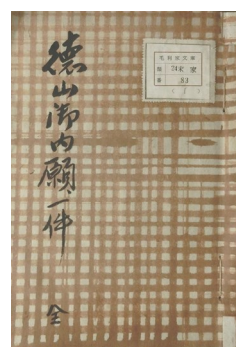
萩藩にもその指令が届いています。次ページの写真は写しですが、江戸幕府の加判衆(後の老中)から萩藩主毛利秀就に宛てた奉書(主君の意を家臣が自身の名で発する文書)です。ここでは、秀就の

居城(=萩城)以外の破却を命じています。その結果、岩国にあった岩国城、山口にあった高嶺城、長府にあった串崎城が破却されたとされています。

ところで、長府や徳山は「城下町」と銘打って、観光地として、あるいは街歩きのコースとして、現在注目されています。萩藩主毛利氏の居城のあった萩以外の地が「城下町」と言うからには、その地に「城」がある必要があります。いつ、長府や徳山に「城」が「できた」のでしょうか。ここでは徳山を例に見てみましょう。

### 《徳山「館」》

徳山藩は、元和3年(1617)、毛利輝元が次男就隆に3万石を分け与えたことに始まります。はじめは下松(現下松市)を居所としましたが、慶安元年(1648)、都濃郡野上への移転願いが幕府に認められ、同3年には当地を徳山(現周南市)と改称しました。以後、一時の藩断絶期間を除き、藩主毛利氏は代々、徳山の地を居所



徳山御内願一件 (毛利家文庫24末家83)

文化14年(1817)以降の徳山の城主格認可をめぐる萩藩の記録。年次ごとに記述され、特に幕府へ対して出された願書類を追っていくと、認可を得るために、幕府へ何を主として主張したのか、その変遷を窺い知ることができます。

城主格認可後の徳山藩側の記録(シート16)などとあわせて見ると、この件の顛末を知ることができます。

としました。なお石高は、藩成立当初は3万石から後に4万5千石へ増加するものの、藩の断絶・再興後は3万石を公称しています。

慶安期の徳山移転にあたり、藩では「館」を建築しています。徳山藩と同じくらいの石高、5万石に満たない大名は、「城」ではなく「館」(陣屋とも)を持つ家が多かったようです。もちろん例外もあって、例えば津和野藩(藩主は亀井家。現島根県津和野町)は、石高は4万3千石と5万石に届きませんが、「津和野城」を持っています。このように、「城」を持つ大名は「城持」と言われ、「城持」であるか否かは、大名を区分するポイントのひとつでもありました。「城持」の方が格式が高いことから、「館」を持つ大名の中には「城持」となるべく努力した者もあって、後述のとおり、

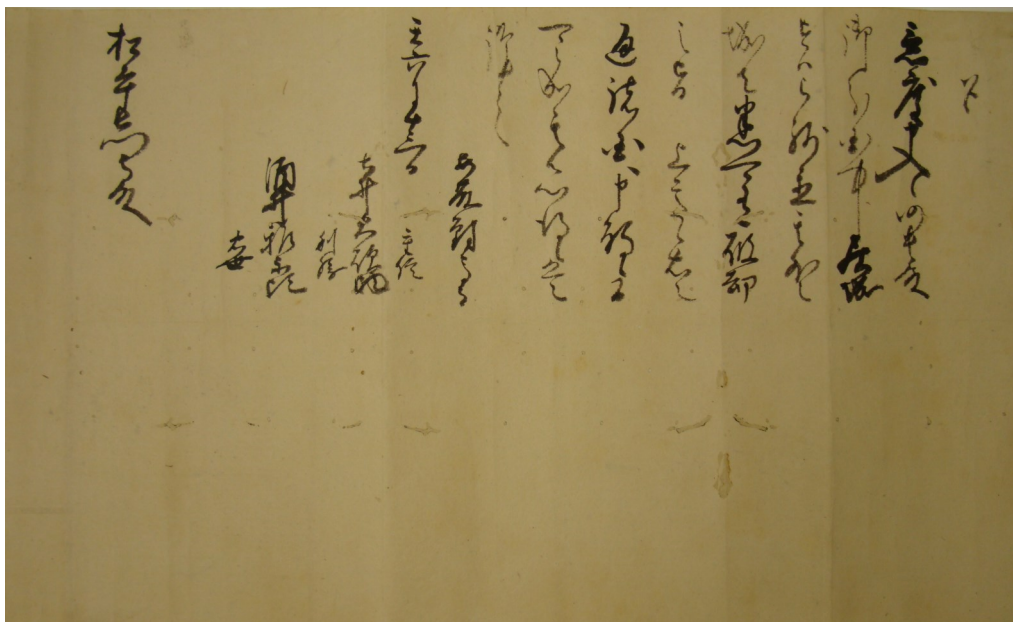
徳山毛利家もその一人でした。

### 《目指せ「城持」!》

徳山毛利家も、「城持」となるために、様々な努力や各所との交渉を積み重ねる必要がありました。目的を達成するためには長い年月を要することになります。

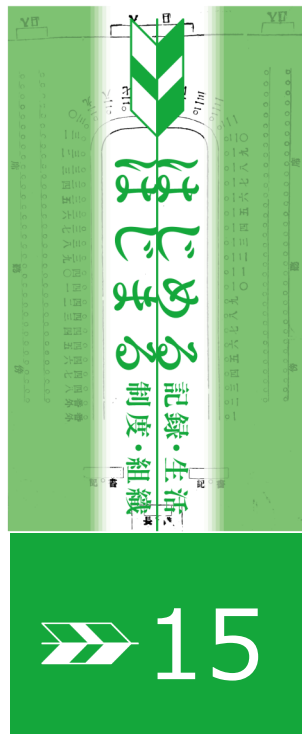
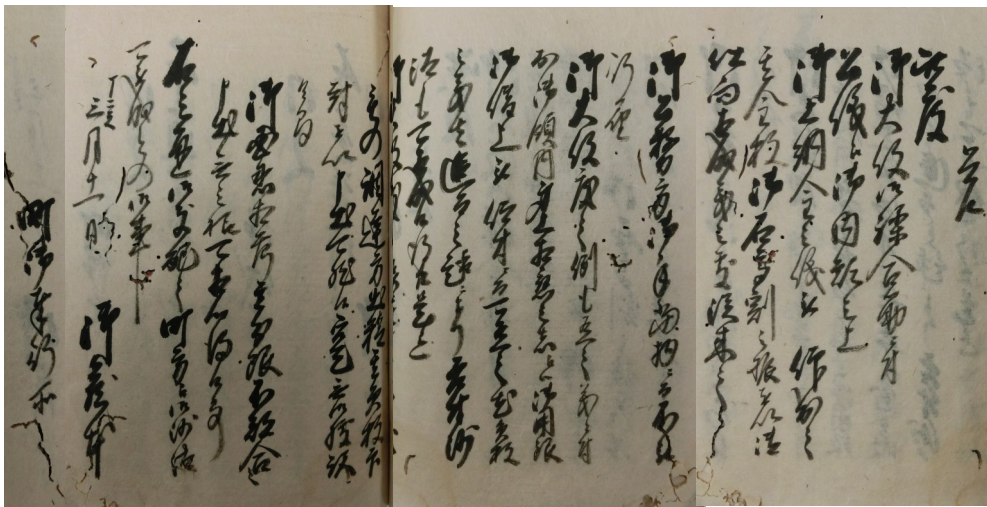
ただし、城を新たに築城して城主となるのではなく、「城持」と同格の「城主格」を目指すことになります。時の徳山藩主は8代広鎮(ひろしげ)です。

シート15と16で、その歩みを御紹介しましょう。



以上、  
 急度申入候、仍貴殿  
 御分国中居城  
 をハ被残置、其外之  
 城者悉可有破却  
 之旨 上意候、右之  
 通諸国へ申触候間、  
 可被成其御心得候、恐々  
 謹言、  
 安藤対馬守  
(元和元年11一六15)  
 閏六月十三日 重信  
 土井大炊助  
 利勝  
 酒井雅楽頭  
 忠世  
(毛利秀就)  
 松平長門守殿

毛利家文庫第5分冊2幕府11「御奉書品々写」所収「(1)加判衆連署奉書」から。加判衆からの指示のメインは傍線部にあって、「あなた(毛利秀就)の領国内の居城は残して、そのほかの城はことごとく破却するように」と言っています。



御書出控 (徳山毛利家文庫「御書出控」76)

制度 ⑧

## 「徳山城」のはじまり (2)

### 《城主格認可に向けて》

徳山藩が城主格を幕府に認めてもらう動きが資料上確認できるのは文化14年(1817)です。この時の徳山藩は、①初代藩主毛利就隆は毛利輝元の子という出自により、徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍の厚遇を得ていた、②徳山移転に際しては、他に類を見ないような立派な屋敷の建設を許された、③徳山毛利家は、輝元以来の血脈を保っている、と自家のすばらしさを強調するものの、城主格でないことから、徳山藩より石高が少ない城持の大名の後塵を拝している現状に悔しい思いを抱いていました。そこで本家である萩藩毛利家に、幕府に対して城主格を願い出てよいか問い合わせるのでした。

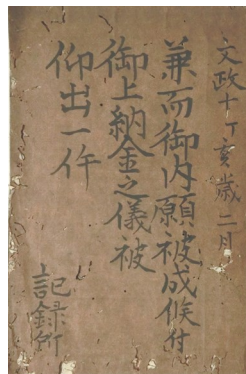
萩藩がそれを問題ないとしたことから、徳山藩では交流のあった幕府の若年寄京極高備(たかまさ)を窓口に、城主格の認可を求めました。この時の徳山藩は、先に述べた初代藩主就隆の厚遇に加え、彼

が藩主の折に幕府に対して城主格を願いながら幕府の指示で差し控えていたこと、また徳山の館の立地と防御施設は、城と変わらないと主張します。このように、「城」に厳しい目を向ける幕府に対して、徳山の館をほとんど「城」だと言ってしまっただけでよいのか、少し不安も覚えますが、「城」に適した立地と施設を持つ我が館を「城」と呼びたい気持ちが強く表出したと今は理解しておきたいと思います。

この文化期の働きかけは、資料的な制約からその後の動向はわかりません。次に徳山藩「城主格」問題が現れるのは文政8年(1825)のことです。

### 《文政の動き》

文政8年からは、本家である萩藩が前面に出て、徳山藩の城主格認可に動きまゝす。萩藩からは徳山藩から以前出ていた主張に加え、毛利広鎮が長く藩主の座にあって、幕府から課される関東の川普請事業や、江戸城諸門の警備などに従事し



兼而御内願被成候付、御上納金之儀被仰出一件 (徳山毛利家文庫「外礼方」91)

文政10年の献金に関する江戸での一件書類。7月と9月の2回で、合計4,500両を献金しています。献金を終えた徳山藩主毛利広鎮は、11代将軍徳川家斉から褒美を与えられています。

てきたことを列記し、幕府への功績をアピールします。それでも足りないと考えた徳山藩は文政10年、多額の献金まで行っています。ダメ押しとも言える献金も空しく、幕府からの回答は、「認められない」というものでした。一同が意気消沈する様は想像に難くないことでしょう。

萩藩にとっては分家の家格上昇は望むところですし、徳山藩もここで目的達成を諦めるわけにはいきません。今度は、徳山毛利家の藩主や家臣のみならず、領内の人々も、「城主格」を望んでいるとの主張を展開していきます。この望みが叶えば、徳山の人々は幕府の命に喜んで従うと共に、徳山藩による領内統治に必要なだと訴えるのでした。

こうした粘り強いアプローチに、幕府も一旦は「不可」と回答したものの、交渉の継続は認めています。そして、願いが叶う天保期を迎えます。

### 《天保期の動き》

文政期の交渉を経る中で、萩・徳山両藩は、幕府には徳山藩に「城主格」を与える代わりにその石高を増やし、幕府からの負担を相応に担わせたい思惑があるような

感触を得ていたようです。

そこで、徳山藩は開作などで1万石余りを捻出し、合計4万石余の負担を担うことを幕府にアピールし始めます。この時、萩藩と徳山藩の間では、これまでの徳山藩の石高3万石に1万10石を加増することで一致していました。わずか10石ですが、4万石を「超える」負担を担うとしたところがポイントになるわけです。

さらに、日本の沿岸に出没し幕府を悩ませている外国船への対応を引き合いに出します。それは周防国には防御の要となる城がなく、それに徳山の「館」を充てるというものでした。先述のとおり、徳山の「館」には城に類する立地と防御施設を持っているので、それに相応しいというものでした。

この頃、萩藩から幕府に願うべき事柄がいくつかありました。具体的には萩藩主父子の昇格、長府藩主の昇格などで、その一つに徳山藩の城主格もありました。ところが城主格以外は徐々に認められいく一方で、ひとつだけが取り残されている現状に、萩藩も焦りを覚えたことでしょう。様々手を尽くし、ようやく徳山藩の城主格が認められます。

覚

此度

御大役御繰合筋二付、

公儀江御内願之上、

御上納金之儀被 仰出之、

其金数御石高割之振を以御

仕向相成義之処、従来之

御公務方御手当物二而不被

行届、

御大役度之例も有之義二付、

於御領内身上相応之者江ハ御用銀

御借上被 仰付二而可有之、尤員数

之義者、追而之趣二より差付沙

汰も可被成候得共、是迄

御大役度之振ニ準可相成

もの調達方出精、其員数印

封を以申出可然候、寔無御扱訳

候間、

御国恩相考、其分銀不都合之

申出無之様可相心得候事、

右之通御支配之町方江御沙汰

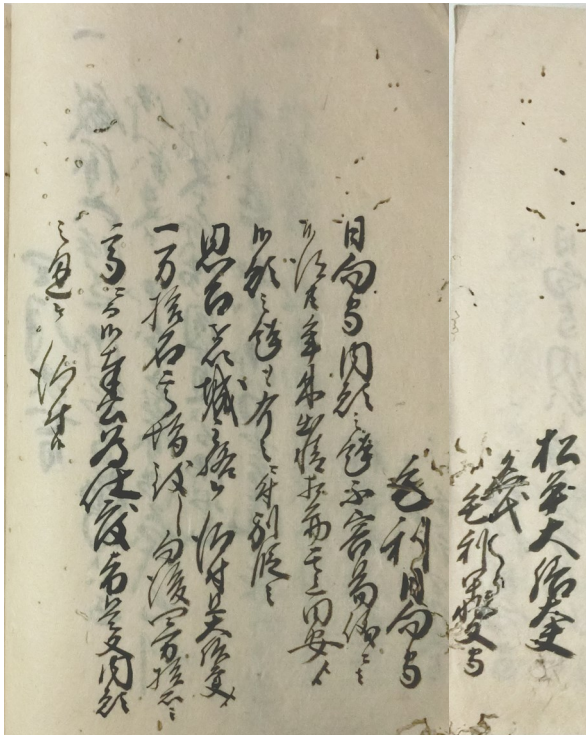
可被成との御事、

丁亥三月十一日

御蔵本

町奉行所

前ページの翻刻。国元・徳山で藩政の中枢を担った御蔵本から町奉行所に対し、管下の町人へ伝達するよう出された指示です。同様の指示は村方にも出されています。後日、上納すべき金額も指示されています。



御城主格・御高増一件 (徳山毛利家文庫「外礼方」90)



⇒ 16

制度 ⑨

## 「徳山城」のはじまり (3)

### 《城主格認められる！》

天保7年(1836)4月21日、江戸を離れ萩へ向かう萩藩主毛利斉元のもとに、幕府老中久保忠真から問い合わせの使者が来ました。内容は、徳山藩への正確な加増額を尋ねるものでした。そこで萩藩は、「1万10石」であることを初めて幕府に明かしました。

4月27日、幕府からの召喚の命を受けた徳山藩主毛利広鎮は江戸城に登城、老中をはじめとする幕府重職らが列座する中で、城主格を認める旨、言い渡されました。長きにわたる努力が実った瞬間でした。

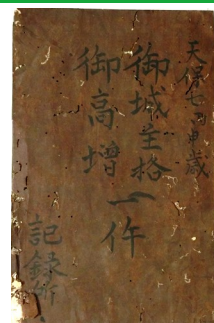
ただし、徳山藩城主格認可が一筋縄でいかなかったことは、上の写真で示している、幕府から伝達された書面からも窺えます。その文面には、わざわざ「田安が御願之趣も有之(田安家からも願い出のことがあったので)」の一言が加えられていました。田安家は8代將軍徳川吉宗の子・宗武

を祖とする徳川御三卿のひとつで、萩藩とは、8代藩主毛利治親の正室を迎えて以来、関係がありました。徳川將軍の親族の力も借りながら、萩藩は幕府への働きかけを行っていたのでした。

### 《徳山の喜び》

念願叶った徳山藩の喜びは容易に想像できます。

「城主格が認められる」の報が5月12日に徳山へもたらされると、その日の内に、家臣は15日に「御歓」のため「登城」するよう指示が出ました。もはや徳山の「館」は「城」であると主張しているようで興味深いことです。また、16日には庄屋や町年寄といった村方や町方の人々、17日には寺社の人々に対して、「御歓」のために「登城」するよう指示が出ています。また、徳山藩の飛び地である奈古・大井(現阿武町・萩市)の人々は6月1日に「登城」しています。同じように「御歓」言上のための登城と考えられます。



御城主格・御高増一件(徳山毛利家文庫「外礼方」90)

徳山城主格認可に関する徳山藩側の記録です。城主格が申し渡される前日からの、江戸における動静が記されています。作成は江戸にあった徳山藩記録所です。

徳山藩の城主格認可については、幕府と直接交渉を重ねた萩藩側の記録(→シート15)とあわせて見る必要があります。二つの藩の記録を一機関で所蔵する、山口県文書館であればそれが可能です。

このほかに、5月16日には、藩主菩提寺である大成寺や、祐綏神社、遠石八幡宮へも、城主格認可の報告と、大願成就の謝意を伝える使者が派遣されました。

このように、徳山藩での「御歓」の様子が資料から窺えます。

日向守内願之趣不容易儀二者  
 候得共、年来出精相勤、其上田安方(田安齊匡)  
 御願之趣も有之二付、別段之  
 思召を以城主格被 仰付、且大膳大夫方  
 一万拾石高増致し、向後四万拾石之  
 高二而御奉公為仕度旨、是又内願  
 之通被 仰付候、

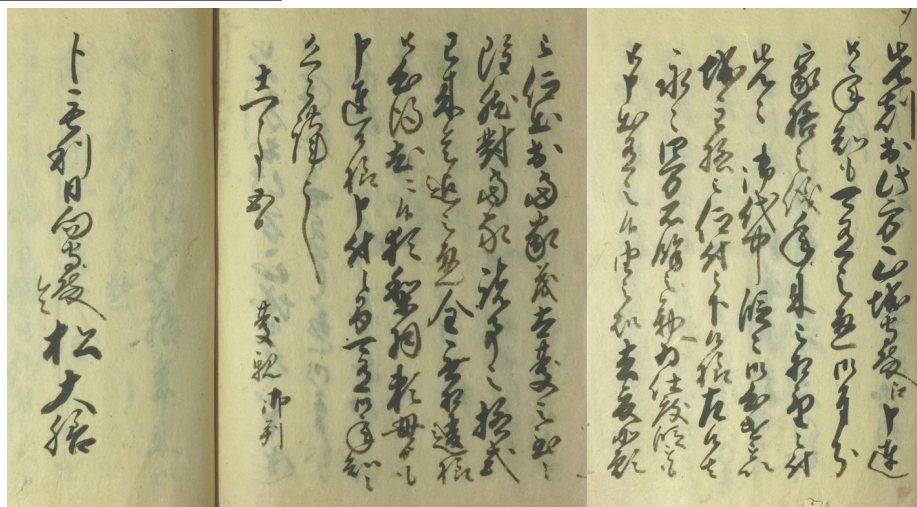
(毛利齊元)  
 松平大膳大夫  
 名代  
(長府・毛利元義)  
 毛利甲斐守  
(毛利広鎮)  
 毛利日向守

[表ページ翻刻]

《城主格となっても》

徳山藩に城主格が認められた翌年の天保8年12月5日、江戸において、徳山藩世子の毛利元蕃（もとみつ）は、萩藩主毛利慶親に招かれ、下の資料のような申し入れを受けました。

申し入れの内容は、このたび徳山藩は城主格を認められることになったが、本藩である萩藩に対してはこれまでどおりの格式を維持するように、というものでした。対外的には「館」の主から城主に格上げとなったものの、それは本藩との関係に及ぶものではない、という萩藩の意思の表れと言えるでしょう。徳山藩もそれを受け入れています。



先刻於此方山城守殿江申達、  
(毛利元蕃)  
 御承知も可有之通、御自分  
 家格之儀、年来被相望候付、  
 先々 御代中段々御心遣を以  
 城主格被仰付被下候様、左候者  
 永々四万石余之勤為仕度段をも  
 御申出有之候由之処、去夏如願  
 被 仰出、於当家茂太慶之至候、  
 雖然对当家諸事之格式  
 已来是迄之通全無相違様  
(熙昌)  
 御心得尤二候、猶梨羽頼母方も  
 申達候様申付候間、可有御承知候、  
 恐々謹言、

十二月五日 慶親 御判

(毛利広鎮)  
 毛利日向守殿  
(毛利慶親)  
 松大膳

【毛利家文庫 24 末家 83  
 徳山御内願一件より】